

長浜市耐震改修促進計画（素案）【概要版】

近年、震度7の巨大地震が頻発しており、令和6年能登半島地震では地域に甚大な被害が生じました。本市では「長浜市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、計画期間が満了したことや国の基本方針が改定されたこと等を踏まえ、このたび計画の改定を行いました。

新たな計画は令和8~17年度末までを計画期間とし、市内の既存耐震不適格建築物のすべてを対象としています。

■ 想定される地震の規模と被害

本市に大きな被害を及ぼす地震としては、「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」や「南海トラフ巨大地震」などがあります。

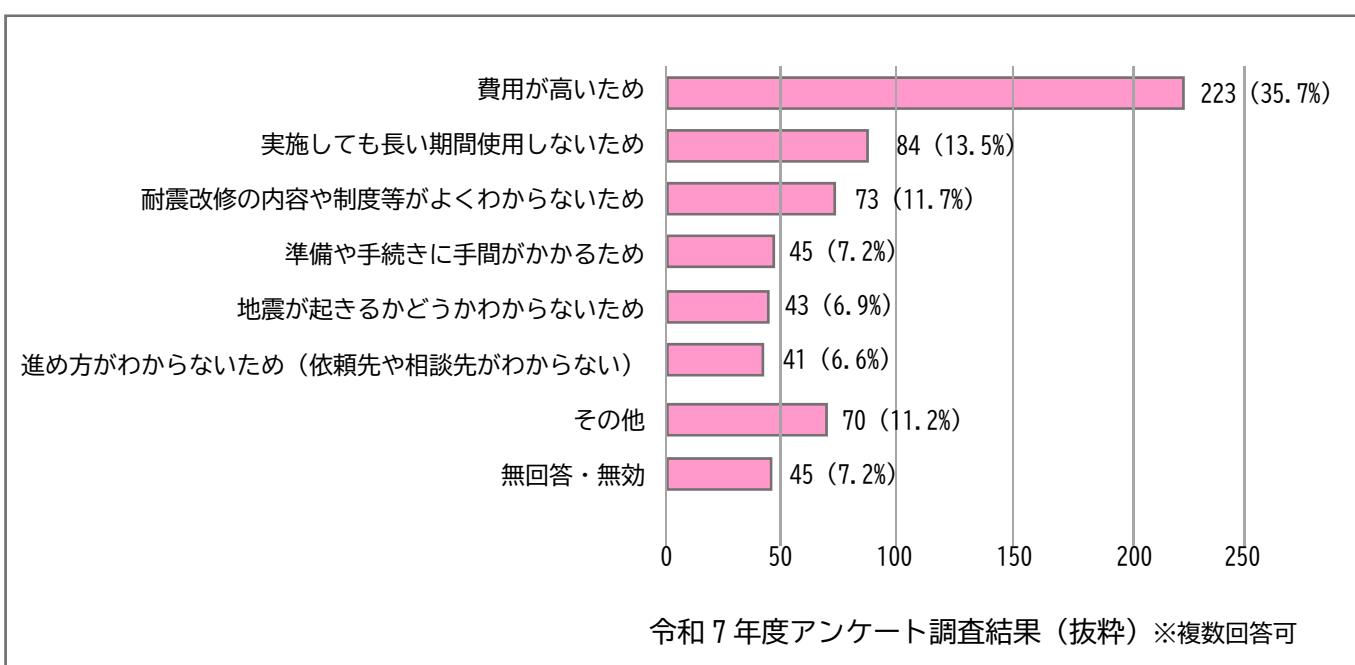
想定される地震は、「長浜市地域防災計画」に基づき、建物等の被害が大きい「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」とします。



項目	柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震
マグニチュード	7.8	8~9
本市の最大震度	7	6弱
全壊棟数（棟）	8,751	298
半壊棟数（棟）	16,704	3,462
避難所生活者（人）	25,963	2,922

■ 耐震化の課題

耐震診断を受けた人へのアンケート調査の結果、大半の建築物が耐震改修工事に至っておらず、原因としては、費用面や将来の利活用、制度の情報不足等が課題として挙げられます。



■ 耐震化の現状と目標

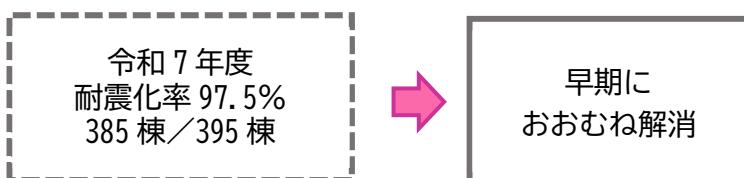
■ 住宅



※住宅の耐震化率

令和 5 年の住宅・土地統計調査の住宅戸数を基に、令和 5 年と令和 7 年の固定資産台帳から戸数の変化率を算出して、令和 7 年度の戸数を推計。

■ 多数の者が利用する建築物



※多数の者が利用する一定規模以上の建築物

- ・病院・集会場・百貨店等（3 階 1,000 m²以上）
- ・幼稚園、保育所等（2 階 500 m²）
- ・学校・老人ホーム等（2 階 1,000 m²）
- ・体育館（2 階 1,000 m²）

■ 耐震化に関する基本的な取組方針

本市は、耐震化が促進されない要因（費用調達の困難性や情報不足等）を解消または軽減することを基本的な取組方針とし、環境整備や負担軽減のための制度の構築等、必要な施策を講じます。

● 建築物所有者等の役割：

自らの建築物の地震に対する安全性を確保し、その向上を図るよう努める。

● 行政の役割：

建築物の所有者等が「自らの生命、財産を自らが主体的に行動し守る」ための取組をできる限り支援。

■ 耐震化の促進を図るための取組

■ 耐震化への支援・補助

- ・木造住宅の耐震診断
- ・木造住宅の耐震改修等
- ・住宅への耐震シェルター等設置
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震診断
- ・ブロック塀等の耐震化

■ 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・ブロック塀等の安全対策
- ・窓ガラス、天井落下防止対策
- ・昇降機の地震防災対策
- ・家具、給湯設備の転倒防止対策
- ・感震ブレーカーの設置
- ・宅地造成地に関する減災対策等

■ 耐震化に向けた環境整備等の取組

- ・相談体制の整備・充実
- ・安心して耐震相談を専門家に依頼できる体制の整備
- ・伝統的な住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及

■ 地震時の建築物の安全性の向上に関する周知啓発

- ・総合防災マップの周知・啓発
- ・パンフレット・セミナー等、市民への啓発の推進
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・新耐震基準建築物に対する周知・啓発
- ・空家対策との連携
- ・リバースモーゲージ型高齢者向け耐震改修融資制度の普及等

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

■ 重点的に耐震化すべき区域・建築物

■ 建築物の所有者に対する耐震診断・改修の指導等